

郡山市東部勤労者研修センターの使用許可に係る審査基準及び標準処理期間について	
許認可等の名称	郡山市東部勤労者研修センターの使用許可
処分権者	郡山市長
根拠法令等	郡山市勤労者研修センター条例（平成5年郡山市条例第9号。以下「条例」という。）
根拠規定	条例第3条第1項
基準規定	1 条例第4条 2 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第10条第1項
審査基準	<p>1 条例 （使用許可の制限）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【条例第4条第1項第1号により使用を不許可とすべき事由の例】</p> <p>ア 犯罪行為又は犯罪を称え、煽り、そそのかす等の行為を伴う事業を行うための使用</p> <p>イ わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うための使用</p> </div> <p>(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【条例第4条第1項第2号により使用を不許可とすべき事由の例】</p> <p>ア 建物の壁面、床面、窓ガラス、備品、天井等を傷つけるおそれが高い行為を伴う事業を行うための使用</p> <p>イ 危険物の使用を伴う事業を行うための使用</p> </div> <p>(3) 市長が、センターの管理運営上適当でないと認めるとき。</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【条例第4条第1項第3号により使用を不許可とすべき事由の例】</p> <p>ア 営利目的及びこれに類する目的での使用</p> <p>イ 音、におい、振動等により他の使用者の妨げとなるような行為を伴う使用</p> </div>

	<p>2 郡山市暴力団排除条例 (市の施設の使用における措置)</p> <p>第10条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、同法第244条第1項の規定により設置した公の施設(会議場、集会場、広場その他これらに類するものに限る。以下単に「公の施設」という。)が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をしないことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
標準処理期間	<p>5日以内(休館日を除く。)</p> <p>算定根拠等</p> <p>①申請書・添付書類の形式審査 1日</p> <p>②審査及び関係機関との協議・調整 1日</p> <p>③処分案作成 1日</p> <p>④起案・決裁 1日</p> <p>⑤決裁・文書作成・送付 1日</p>
所管部局等	産業観光部産業政策課 電話 924-2251
附則	<p>(1) 制定年月日 平成8年9月1日</p> <p>(2) 施行年月日 平成8年9月1日</p> <p>改正年月日 平成13年3月30日(一部改正)</p> <p>改正年月日 平成31年4月1日(一部改正)</p>